第4次健康いばらき21プラン（第4章食育の推進）新旧対照表

新	旧
第１節　～　第２節　（略） **第３節　地域における食育の推進** **【現状・課題】～【目指す方向】**　（略） **【施策の項目】** **（１）地域における共食の推進** **（２）幅広い世代への生活習慣病予防・健康増進のための正しい食知識の啓発** **（３）専門的知識を有する人材の養成・活用** **（４）関係者と連携した地域における食育推進のための環境整備** ・特に働く世代の健康増進を図るため、従業員の健康に配慮した取組を実施している企業を「いばらき健康経営推進事業所」として認定し、企業が実施する生活習慣病予防に資する食習慣の普及を支援するとともに、社員食堂をはじめとする給食施設の巡回指導等を通じて、栄養管理状況の向上や情報提供を行います。 ・野菜たっぷりメニュー提供店舗である「いばベジスタイル指定店」の指定を拡大していくことなどにより、健康的な食事に対する意識の醸成を図ります。 ・県民が毎日の食事で自然に野菜を摂取でき、栄養バランスのよい食事が摂れるよう、食品等事業者等と連携して、適塩や適量の野菜が摂れる商品の開発や広報による普及などの取組を通じて、県民の食育を支援する食環境整備を推進します。 ・生活習慣病予防のための食生活習慣に関する情報について、市町村や職域と連携し、ライフステージに応じた正しい知識を普及啓発するとともに、県ホームページや健康推進アプリ等を活用して広く情報提供を行います。 ・食に関する研修会を通して家庭や地域の食育ボランティア等と連携を図り、食に関する指導の推進体制の整備と実践内容の充実を図ります。 ・食育支援ネットワーク会議等の機会を活用して県内特定給食施設等や市町村、県栄養士会等の関係団体との連携体制を強化するとともに、被災時に地域避	**第１節　～　第２節**　（略） **第３節　地域における食育の推進** **【現状・課題】～【目指す方向】**　（略） **【施策の項目】** **（１）地域における共食の推進** **（２）幅広い世代への生活習慣病予防・健康増進のための正しい食知識の啓発** **（３）専門的知識を有する人材の養成・活用** **（４）関係者と連携した地域における食育推進のための環境整備** ・特に働く世代の健康増進を図るため、従業員の健康に配慮した取組を実施している企業を「いばらき健康経営推進事業所」として認定し、企業が実施する生活習慣病予防に資する食習慣の普及を支援するとともに、社員食堂をはじめとする給食施設の巡回指導等を通じて、栄養管理状況の向上や情報提供を行います。 ・適塩メニューを中心としたヘルシーメニュー提供店舗である「いばらき美味しおスタイル指定店」の指定を拡大していくことで、減塩をはじめ健康的な食事に対する意識の醸成を図ります。 ・県民が毎日の食事で自然に野菜を摂取でき、栄養バランスのよい食事が摂れるよう、食品等事業者等と連携して、適塩や適量の野菜が摂れる商品の開発や広報による普及などの取組を通じて、県民の食育を支援する食環境整備を推進します。 ・生活習慣病予防のための食生活習慣に関する情報について、市町村や職域と連携し、ライフステージに応じた正しい知識を普及啓発するとともに、県ホームページや健康推進アプリ等を活用して広く情報提供を行います。 ・食に関する研修会を通して家庭や地域の食育ボランティア等と連携を図り、食に関する指導の推進体制の整備と実践内容の充実を図ります。 ・食育支援ネットワーク会議等の機会を活用して県内特定給食施設等や市町村、県栄養士会等の関係団体との連携体制を強化するとともに、被災時に地域避

新	旧
難所等で県民が適切な食事が摂れる体制の整備を推進します。 **【関係者に期待する役割】** **（市町村）** ・「子どもの貧困対策に関する計画」に基づく子どもの貧困対策の推進 ・行政栄養士を活用した生活習慣病予防・健康増進のための正しい食知識の啓発 ・職域と連携した保健事業の展開による働く世代への生活習慣病予防の推進 ・健康教育・健康相談等の保健サービスを通じた介護予防知識の普及啓発 **（関係団体）** **学校等教育機関** ・望ましい食習慣に関する子どもと保護者や地域への普及啓発 **保健医療関係団体** ・生活習慣病予防・健康増進のための正しい食知識の啓発 ・学校や事業所における講習会・食育イベントの開催支援 **事業者・医療保険者** ・生活習慣病予防・健康増進のための正しい食知識の啓発 ・事業所給食施設における十分な野菜量の摂取や適塩など、生活習慣病の予防に配慮したメニューの開発・提供 **NPO・企業** ・子ども食堂等による食育や居場所づくりの取組 ・十分な野菜量の摂取や適塩など、生活習慣病の予防に配慮したメニューや食品の開発・提供 ・いばベジスタイル指定店制度をはじめとする県民が健康になるための食環境づくりへの参画 ・農林水産事業者・フードバンク事業者と連携した、住民運営の通いの場や子ども食堂における共食の推進	難所等で県民が適切な食事が摂れる体制の整備を推進します。 **【関係者に期待する役割】** **（市町村）** ・「子どもの貧困対策に関する計画」に基づく子どもの貧困対策の推進 ・行政栄養士を活用した生活習慣病予防・健康増進のための正しい食知識の啓発 ・職域と連携した保健事業の展開による働く世代への生活習慣病予防の推進 ・健康教育・健康相談等の保健サービスを通じた介護予防知識の普及啓発 **（関係団体）** **学校等教育機関** ・望ましい食習慣に関する子どもと保護者や地域への普及啓発 **保健医療関係団体** ・生活習慣病予防・健康増進のための正しい食知識の啓発 ・学校や事業所における講習会・食育イベントの開催支援 **事業者・医療保険者** ・生活習慣病予防・健康増進のための正しい食知識の啓発 ・事業所給食施設における十分な野菜量の摂取や適塩など、生活習慣病の予防に配慮したメニューの開発・提供 **NPO・企業** ・子ども食堂等による食育や居場所づくりの取組 ・十分な野菜量の摂取や適塩など、生活習慣病の予防に配慮したメニューや食品の開発・提供 ・いばらき美味しおスタイル指定店制度をはじめとする県民が健康になるための食環境づくりへの参画 ・農林水産事業者・フードバンク事業者と連携した、住民運営の通いの場や子ども食堂における共食の推進

新	旧
【県民へのメッセージ】 ・将来の生活習慣病やメタボリックシンドローム、低栄養による生活機能の低下を予防するために、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけましょう。 ・時には外食や中食も上手に活用し、栄養バランスや適塩等、自身の健康の維持に考慮したメニューを選ぶように心がけましょう。 ・大規模災害に備え家庭等で食料備蓄を進めるなど、非常時の食について平常時から一人一人が防災意識を持って考えるようにしましょう。	【県民へのメッセージ】 ・将来の生活習慣病やメタボリックシンドローム、低栄養による生活機能の低下を予防するために、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけましょう。 ・時には外食や中食も上手に活用し、栄養バランスや適塩等、自身の健康の維持に考慮したメニューを選ぶように心がけましょう。 ・大規模災害に備え家庭等で食料備蓄を進めるなど、非常時の食について平常時から一人一人が防災意識を持って考えるようにしましょう。
第４節　食育推進運動の展開 【現状・課題】 ・市町村をはじめとする関係者と連携し、食育を通じた健康づくりを効果的に推進するため、「食育月間」や「食育の日」を通じて、適正な量や質の食事に関する普及啓発を継続することにより、県民運動としての食育推進運動を展開していくことが重要です。 ・本県では循環器疾患による死亡率が全国よりも高く、その一因となる食塩摂取量は全国平均や目標量を上回っています。また、循環器疾患の予防効果が期待される野菜の摂取量が全国平均や目標量を下回っていることから、食育の取組を通じた適塩や野菜摂取量増加の意識の醸成を図る必要があります。 ・望ましい食生活を普及するため、食生活改善推進員は食育ボランティアとして、料理講習会や研修会等で地域の中心的な役割を担っていますが、会員の高齢化や新規養成者数の減少等に伴い食生活改善推進員は年々減少傾向にあるため、組織の活性化を図る必要があります。	**第４節　食育推進運動の展開** 【現状・課題】 ・市町村をはじめとする関係者と連携し、食育を通じた健康づくりを効果的に推進するため、「食育月間」や「食育の日」を通じて、適正な量や質の食事に関する普及啓発を継続することにより、県民運動としての食育推進運動を展開していくことが重要です。 ・本県では循環器疾患による死亡率が全国よりも高く、その一因となる食塩摂取量は全国平均や目標量を上回っていることから、食育の取組を通じた適塩意識の醸成を図る必要があります。 ・望ましい食生活を普及するため、食生活改善推進員は食育ボランティアとして、料理講習会や研修会等で地域の中心的な役割を担っていますが、会員の高齢化や新規養成者数の減少等に伴い食生活改善推進員は年々減少傾向にあるため、組織の活性化を図る必要があります。
【目指す方向】 ・県民運動としての食育推進運動の展開促進	【目指す方向】 ・県民運動としての食育推進運動の展開促進
【施策の項目】 （１）食育に関する県民の理解促進 ・６月の食育月間や毎月 19 日の「食育の日」を中心に、食生活改善推進員をはじめとした関係者と連携し、食育の重要性を伝える食育スローガン「おいしいな」の普及を図ります。	【施策の項目】 （１）食育に関する県民の理解促進 ・６月の食育月間や毎月 19 日の「食育の日」を中心に、食生活改善推進員をはじめとした関係者と連携し、食育の重要性を伝える食育スローガン「おいしいな」の普及を図ります。

新	旧
・９月の健康増進普及月間及び食生活改善普及運動月間、県独自で定めた循環器疾患予防月間では、健康づくりに関するキャンペーン活動や健康教育等の開催を通じて、野菜摂取量増加や減塩・適塩をはじめとする適切な食習慣の大切さを啓発していきます。 ・毎月第３日曜日から始まる「茨城をたべよう Week」を活用した野菜摂取量増加に関する普及啓発や減塩・適塩に関する普及啓発を推進するとともに、食品等事業者等と連携したイベント等による野菜たっぷりメニュー・適塩メニューレシピの情報発信などにより、県民の野菜摂取量増加や減塩等の意識の醸成を図っていきます。 ・県ホームページや SNS 等のデジタルツールを活用し、食育や健康づくりに関するイベント情報や好事例紹介を行うことで、広く情報発信に取り組みます。 **（２）食育を推進するボランティア等の地区組織活動促進** ・食生活改善推進員をはじめとした食にかかわるボランティアによる継続的な食育活動の推進を図るため、組織育成の支援や学校等関係機関との連携の促進、優れた活動功績の表彰等をとおし、活動の活発化を促します。 **（３）関係者との連携・協働体制の確立** ・給食施設従事者の知識及び技術向上を図るため、保健所や県栄養士会による研修会を開催するとともに、給食施設間の情報交換や自己学習の機会を重ね、地域における給食施設間のネットワーク構築を推進します。 ・食育支援ネットワーク事業を活用した、市町村や関係団体との連携体制の強化による、効果的な食育の取組を推進します。 **【関係者に期待する役割】** **（市町村）** ・「食育月間」や「食育の日」、「茨城をたべよう Week」等の取組協力 ・食育スローガン「おいしいな」の普及 ・食生活改善推進員の養成 ・食育推進ボランティアの地区組織活動支援	・９月の健康増進普及月間及び食生活改善普及運動月間、県独自で定めた循環器疾患予防月間では、健康づくりに関するキャンペーン活動や健康教育等の開催を通じて、減塩・適塩をはじめとする適切な食習慣の大切さを啓発していきます。 ・毎月 20 日の減塩の日「いばらき美味しお Day」を中心に減塩や適塩に関する普及啓発を推進するとともに、食品等事業者等と連携したイベント等により適塩メニューレシピの情報発信などにより県民の減塩意識の醸成を図っていきます。 ・県ホームページや SNS 等のデジタルツールを活用し、食育や健康づくりに関するイベント情報や好事例紹介を行うことで、広く情報発信に取り組みます。 **（２）食育を推進するボランティア等の地区組織活動促進** ・食生活改善推進員をはじめとした食にかかわるボランティアによる継続的な食育活動の推進を図るため、組織育成の支援や学校等関係機関との連携の促進、優れた活動功績の表彰等をとおし、活動の活発化を促します。 **（３）関係者との連携・協働体制の確立** ・給食施設従事者の知識及び技術向上を図るため、保健所や県栄養士会による研修会を開催するとともに、給食施設間の情報交換や自己学習の機会を重ね、地域における給食施設間のネットワーク構築を推進します。 ・食育支援ネットワーク事業を活用した、市町村や関係団体との連携体制の強化による、効果的な食育の取組を推進します。 **【関係者に期待する役割】** **（市町村）** ・「食育月間」や「食育の日」、減塩の日「いばらき美味しお Day」の取組協力 ・食育スローガン「おいしいな」の普及 ・食生活改善推進員の養成 ・食育推進ボランティアの地区組織活動支援

新	旧
（関係団体） **学校等教育機関** ・「食育月間」や「食育の日」、「茨城をたべよう Week」 等の取組協力 ・献立表や給食だより等を活用した各月間や茨城をたべよう Week 等の普及啓発 ・食育推進ボランティア等の地区組織団体と連携した食育推進 **保健医療関係団体・事業者・医療保険者** ・市町村や関係団体との連携体制の強化による、効果的な食育の取組推進 ・食育推進ボランティア等の地区組織団体との連携した食育推進 **NPO・企業** ・野菜たっぷりや適塩など生活習慣病予防に配慮されたメニューの開発及び情報発信、野菜や減塩商品の販売促進 ・食育推進ボランティア等の地区組織団体の活用 ・「いばベジスタイル指定店」 等の周知・広報 **【県民へのメッセージ】** ・望ましい食生活を形成して健康増進につなげるために、自身にとって適切な食事の量や組み合わせを知り、実践しましょう。 ・食をとおした豊かな生活の獲得に向け、今一度食育について考えてみる機会を持ちましょう。茨城県の食育スローガン「おいしいな」が合言葉です。 ・毎月第３日曜日からは「茨城をたべよう Week」です。日頃の食事で十分な野菜量を摂れているか、食生活を今一度見直してみましょう。 **第５節　～　第７節**　（略）	（関係団体） **学校等教育機関** ・「食育月間」や「食育の日」、減塩の日「いばらき美味しお Day」の取組協力 ・献立表や給食だより等を活用した各月間や減　塩　の　日等の普及啓発 ・食育推進ボランティア等の地区組織団体と連携した食育推進 **保健医療関係団体・事業者・医療保険者** ・市町村や関係団体との連携体制の強化による、効果的な食育の取組推進 ・食育推進ボランティア等の地区組織団体との連携した食育推進 **NPO・企業** ・　　適塩など生活習慣病予防に配慮されたメニューの開発及び情報発信や　　減塩商品の販売促進 ・食育推進ボランティア等の地区組織団体の活用 ・「いばらき美味しおスタイル指定店」の周知・広報 **【県民へのメッセージ】** ・望ましい食生活を形成して健康増進につなげるために、自身にとって適切な食事の量や組み合わせを知り、実践しましょう。 ・食をとおした豊かな生活の獲得に向け、今一度食育について考えてみる機会を持ちましょう。茨城県の食育スローガン「おいしいな」が合言葉です。 ・毎月 20 日は減塩の日「いばらき美味しお Day」です。日頃の食事で食塩を摂りすぎていないか、食生活を今一度見直してみましょう。 **第５節　～　第７節**　（略）

第３節　指標項目及び目標値

第３節　地域における食育の推進

	指標項目	基準値	目標値	データソース
新	「いばベジスタイル指定店」及び「いばらき美味しおスタイル指定店」として指定された店舗等の数	364 (R4)	600 (R17)	健康推進課調べ
旧	「いばらき美味しおスタイル指定店」として指定された店舗等の数	364 (R4)	600 (R17)	健康推進課調べ